

## 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付要綱に係る運用について

〔平成28年11月1日付け28日草種協第310号  
一般社団法人日本草地畜産種子協会会長通知〕  
最終改正 平成30年3月8日付け29日草種協第461号

一般社団法人日本草地畜産種子協会会長（以下「会長」という。）は、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業実施要綱（平成28年11月1日付け28生畜第794号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1の（1）の農業者団体が、実施要綱に基づいて行う高位生産草地への転換等及び第2の2の（1）のTMRセンターが、実施要綱に基づいて行うTMR原料となるサイレージ品質改善対策等に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年11月1日付け28生畜第796号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この運用に定めるところによる。

### 第1 補助対象経費及び補助率 交付要綱別表のとおり

### 第2 補助金の交付の申請

- 1 農業者団体及びTMRセンター（以下「農業者団体等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号により、会長に提出しなければならない。
- 2 農業者団体は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

### 第3 交付決定の通知

会長は、第2の1の規定に基づき提出があつた補助金交付申請書の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行い、農業者団体等に補助金交付決定の通知を行うとともに、事業委託団体にその写しを送付する。

#### 第4 補助金の経費の配分の変更等

農業者団体等は、補助金の経費の配分の変更の承認を受けようとする場合は、別記様式第2号の変更（中止又は廃止）承認申請書を会長に提出しなければならない。

#### 第5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合等の指示

農業者団体等は、会長の指示を求める場合には、補助事業（本補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

#### 第6 補助金遂行の状況報告

会長は、事業の円滑かつ適正な執行を図る必要があると認めるときは、農業者団体等に対して、別記様式第3号により当該補助金の遂行状況報告を求めることができるものとする。

#### 第7 実績報告書の提出

- 1 実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、会長が定める日までに提出しなければならない。
- 2 第2の2のただし書により交付の申請をした農業者団体等は、1の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第2の2のただし書により交付の申請をした農業者団体等は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

#### 第8 補助金の額の確定

会長は、第7の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、農業者団体等に通知するとともに、事業委託団体にその写しを送付する。

#### 第9 交付決定の取消等

- 1 会長は、第4の規定により事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第3の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
  - (1) 農業者団体等が、法令、本事務手続きに基づく処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 農業者団体等が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 農業者団体等が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適当な

行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 会長は、前項の取消をした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 会長は、1の(1)から(3)までの取消をした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第10 財産の管理等

- 1 農業者団体等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）に納付させることがある。

#### 第11 財産処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。
- 3 農業者団体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得なければならない。
- 4 第10の2の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### 第12 補助金に係る経理

- 1 農業者団体等は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。
- 3 農業者団体等は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当概取得財産

等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

### 第13 その他

農業者団体等のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人にあっては、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の5月31日までに会長に報告するものとする。

#### 附則

この運用は、平成28年11月1日から施行する。

#### 附則

この運用は、平成30年3月8日から施行する。

## 別記様式第1号（第2関係）

平成 年度飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

住 所  
農業者団体等名称  
代表者名 印

平成 年度において、下記のとおり 事業を実施したいので、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付要綱に係る運用について（平成28年 1月1日付け28日草種協第310号）第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金 円の交付を申請する。

記

### I 事業の目的

### II 事業の内容及び計画（又は実績）

#### 1 草地難防除雑草駆除対策事業

区 分	事業参加戸数（戸）	転換面積（ha）	備 考
除草剤			
他作物			
その他			
合 計	（実戸数）		

※1 事業参加者の合計は、実戸数を記載のこと。

※2 転換の方法については、除草剤等の新たに組合せによる方法の場合は除草剤、草地から一時的に他作物に転換し3年以内に高位生産草地へ転換する方法の場合は他作物、それ以外の方法の場合はその他の区分にそれぞれ分けて記入すること（以下同じ）。

2 高品質TMR供給支援対策事業

区 分	内 容	備 考
1 調査分析		
(1) 飼料分析	分析点数など	
(2) 高品質原料生産調査	調査内容	
2 TMR原料品質改善		
(1) 補改修	補改修するサイロのヵ所数など	
(2) 技術実証	実証内容、サイロのヵ所数など	

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
	円	円	円	
1 草地難防除雑草駆除対策事業				
(1) 難防除雑草駆除対策の活用・普及に要する経費				
① 計画策定				
② ほ場展示器具				
③ データ収集				
④ 会議・研修会等				
⑤ その他				
(2) 調査分析に要する経費				
① 概況調査				
② 土壌分析				
③ 飼料分析				
④ 堆肥分析				
(3) 高位生産草地への転換に要する経費				
① 除草剤				
② 他作物				
③ その他				
(4) 地域調整の取組に要する経費				
2 高品質TMR供給支援対策事業				

(1) 調査分析に要する経費				
(2) TMR原料となるサイレージ品質改善対策に要する経費				
① バンカーサイロ補改修に要する経費				
② TMR原料となるサイレージ品質向上技術実証に要する経費				
合 計				

※ 区分の欄には、必要に応じて積算内容を記載する。

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 国庫補助金					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
1 草地難防除雑草駆除対策事業					
(1) 難防除雑草駆除対策の活用・普及に要する経費					
① 計画策定					
② ほ場展示器具					
③ データ収集					
④ 会議・研修会等					
⑤ その他					

(2) 調査分析に要する経費 ① 概況調査 ② 土壌分析 ③ 飼料分析 ④ 堆肥分析 (3) 高位生産草地への転換に要する経費 ① 除草剤 ② 他作物 ③ その他 (4) 地域調整の取組に要する経費  2 高品質TMR供給支援対策事業 (1) 調査分析に要する経費 (2) TMR原料となるサイレージ品質改善対策に要する経費 ① バンカーサイロ補改修に要する経費 ② TMR原料となるサイレージ品質向上技術実証に要する経費					
合 計					

※ 区分の欄には、必要に応じて積算内容を記載する。

VI 事業着工 平成 年 月 日

文書番号

(交付決定前に着工した場合について、着工年月日及び着工届の文書番号を記載すること)

## 別記様式第2号（第4関係）

平成 年度飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付変更（中止又は廃止）  
承認申請書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

住 所  
農業者団体等名称  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の通り変更（中止又は廃止）したいので、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付要綱に係る運用について（平成28年11月1日付け28日草種協第310号）第4の規定に基づき、申請する。

### 記

#### I 変更（中止又は廃止）の理由

（記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）理由」とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に、変更後を下段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略することが出来る。
- 2 添付書類については、補助金交付申請書又は計画承認を受けた計画書に添付したもののから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第3号（第6関係）

平成 年度飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

住 所  
農業者団体等名称  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付要綱に係る運用について（平成28年11月1日付け28日草種協第310号）第6の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高 比率	事業費	出来高 比率	
1 草地難防除雑草駆除対策事業 (1) 難防除雑草駆除対策の活用・普及に要する経費 ① 計画策定 ② ほ場展示器具 ③ データ収集 ④ 会議・研修会等 ⑤ その他 (2) 調査分析に要する経	円	円	%	円	%	

<p>費</p> <p>① 概況調査</p> <p>② 土壌分析</p> <p>③ 飼料分析</p> <p>④ 堆肥分析</p> <p>(3)高位生産草地への転換に要する経費</p> <p>① 除草剤</p> <p>② 他作物</p> <p>③ その他</p> <p>(4)地域調整の取組に要する経費</p> <p>2 高品質TMR供給支援対策事業</p> <p>(1)調査分析に要する経費</p> <p>(2) TMR原料となるサイレージ品質改善対策に要する経費</p> <p>① バンカーサイロ補改修に要する経費</p> <p>② TMR原料となるサイレージ品質向上技術実証に要する経費</p>						
---	--	--	--	--	--	--

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

## 別記様式第4号（第7関係）

平成 年度飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

住 所  
農業者団体等名称  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金交付要綱に係る運用について（平成28年11月1日付け28日草種協第310号）第7の1の規定に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて精算額として飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業費補助金 円の交付を請求します。

### 記

#### （記載要領）

- 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。  
なお、軽微な変更があった場合は、容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に、変更後を下段に記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料（別紙1）又は帳簿の写しのいずれかを添付すること。  
また、土壌診断書・施肥設計書の写し、完了写真等の証拠書類を添付すること。
- 3 報告書の末尾に補助金の振込先を下記のとおり記載すること。

#### VII 振込先

- （1）銀行名：
- （2）支店名：
- （3）預金種類：
- （4）口座番号：  
（フリガナ）
- （5）口座名：

(別紙1)

支出証憑書類一覧表

費目	内 容	数量	単価	金額	債権者名	納品 月日	請求 月日	支払 月日

注1：各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載すること、又は帳簿の写しを添付すること。

注2：書類提出の時点で未払いの場合、予定月を記入すること。

別記様式第5号（第7関係）

平成 年度仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本草地畜産種子協会  
会 長 野 口 政 志 殿

住 所  
農業者団体等名称  
代表者名 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった草地難防除  
雑草駆除対策事業について、飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業補助金交付要綱に係る  
運用について（平成28年11月1日付け28日草種協第310号）第7の3の規定に基  
づき、下記のとおり報告する。

記

（注）1 適正化法第15条の補助金の額の確定額

	金	円
（平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費の通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・農業者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・農業者団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第12関係）

財 産 管 理 台 帳

農業者団体名

地区名		地区	事業実施年度	平成 年度		農林水産省所管補助金名：										
事業 区分	事業の内容				工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	工種構造 施設区分	施工個所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								国庫 補助金	都道府 県費	市町村 費	その他					
							円	円	円	円						
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第7号（第13関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の特例民法法人の名称			
4. 交付実績額			千円(A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費		千円	
(2) 一般管理費		千円	
(3) その他管理費			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
	合 計	千円	
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
(2) (1)以外の支出			
	支 出 内 容	支 出 先	金 額
			千円
			千円
			千円
	合 計		千円(B)
7. その他			
	内 容	金 額	
		千円	
		千円	
		千円	
	合 計	千円	
再補助等の割合			% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該特例民法法人の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2)(1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該特例民法法人から第三者に交付されている補助金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2)(1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該特例民法法人から直接支出してない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2)(1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2)(1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるように記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。